

## 浦幌町地域おこし協力隊（林業担い手担当）募集要項

浦幌町は、北海道十勝地方の南東部にあり、帯広市と釧路市のほぼ中間に位置しています。面積は、729.85k㎡と広大な町土を有しています。地形は比較的平坦で、町の中央部を北から南に貫流する浦幌川には耕地が張り付き、牧草が地平線まで広がる雄大な農村風景、さらに、全長22kmの海岸線を有する太平洋沿岸の広大な風景等、極めて多様で豊かな自然環境に恵まれた町です。基幹産業は、農・林・水産業の一次産業が主体で、人口は、4,387人（R2国勢調査）となっています。

今後のまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す指針として、まちづくり計画を策定し、持続可能な地域社会の形成に向け、各種施策を展開しています。

その施策の一つとして、基幹産業である林業の振興があり、林業生産基盤の整備や林業従事者の育成・確保対策に努めています。この取り組みをさらに推進し、浦幌町の森林を次世代に向けて保持するとともに、林業振興から地域の活性化を図るため、林業従事者を目指す「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。



航空機	●羽田空港→とち帯広空港	約1時間35分
	●羽田空港→釧路空港	約1時間35分
【空港からのアクセス】	○とち帯広空港	*自動車 約1時間00分
		*バス・JR 約1時間45分
	○釧路空港	*自動車 約1時間10分
		*バス・JR 約2時間35分
J R	●札幌駅→浦幌駅	JR特急スーパーおおぞら 3時間00分
	●帯広駅→浦幌駅	普通列車 1時間10分
自動車	●札幌市中心部→浦幌	国道274号・38号経由 (道央自動車道・道東自動車道を一部利用) 4時間00分
	●帯広市中心部→浦幌	国道38号経由 1時間00分

### 1 募集人数

1名

### 2 応募条件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 年齢20歳以上、40歳以下の方（令和5年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏または都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、採用決定後、浦幌町内に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (4) 心身ともに健康で、過疎地域の地域おこし活動に意欲と情熱があり、地域住民とともに積極的に活動できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も浦幌町内で就業・起業等を目指し、定住する意思のある方
- (6) 不規則（土日及び祝日、夜間等）な活動に対応できる方
- (7) 普通自動車免許を有している方
- (8) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方

### 3 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、浦幌町地域おこし協力隊設置要綱（平成25年4月24日浦幌町告示第53号）に定める活動を基本とし、主に次の活動に従事していただきます。

- (1) 浦幌町内の林業事業体を研修先とする林業施業技術の修得
- (2) 森林・林業に関する基礎知識の習得
- (3) その他、目的達成に資する業務

※地域おこし協力隊の活動支援団体が活動プログラムを作成します。そのプログラムに沿って活動をしていただきます。

[浦幌町地域おこし協力隊設置要綱（一部抜粋）]

第2条 地域おこし協力隊は、次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域おこし活動（地域の課題やニーズの解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動等）
- (2) 地域産業の振興に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動
- (6) その他町長が必要と認める活動

### 4 活動地域

浦幌町内全域

### 5 報酬等

報酬及び健康保険等の条件は、次のとおりです。

- (1) 報酬（月額）  
157,000円程度（期末手当有、時間外勤務手当有、任用期間の更新毎に報酬額変更有）
- (2) 社会保険等  
市町村職員共済組合（短期給付のみ）、厚生年金、雇用保険に加入します。

### 6 任用期間

- (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（以降、1年単位で更新し、最長3年間（任用期間の初日から起算して3年に達する日まで）勤務できるものとします）。
- (2) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等には、任用期間中であっても解任することがあります。

### 7 活動日数及び活動時間、休暇日等

- (1) 週当たり37時間30分を基本とします。
- (2) 始業・終業時刻及び休日は、活動プログラムにより変動します。
- (3) 休暇  
ア 年次有給休暇 初年度は10日を基本（任用期間に応じて日数は変動します。）

- イ 特別休暇 浦幌町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月9日規則第5号）第15条に規定
- ア 年末年始休暇 12月29日から翌1月3日まで

## 8 地域おこし協力隊の活動等に対するサポート体制

浦幌町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に行えるよう、関係する各機関や住民等との調整等も含め、活動全体をコーディネートするため、生活支援・就労支援等を行う業務を民間団体に委託し、活動等に対する不安のないようサポート体制を整えています。

## 9 活動等に関する経費

次の活動等の経費は、予算の範囲において、浦幌町が負担します。

- (1) 活動に使用する車両の借上料及び燃料費（自家用車を所有している場合は、月額20,000円を借上料（燃料代含む）として支給します）
- (2) 活動に使用するスマートフォンの借上料（スマートフォンを所有している場合は、月額4,000円を借上料（通話・パケット代等含む）として支給します）
- (3) 活動に必要なとなる消耗品等
- (4) 活動に資する研修への参加旅費
- (5) 浦幌町で生活するための住居確保に要する経費（浦幌町職員に準じて支給。超過分は自己負担）

## 10 応募手続等

- (1) 応募受付期間  
随時受付し、採用次第終了します。
  - (2) 提出書類
    - ア 履歴書（市販のもので可、写真添付のこと）
    - イ 活動目標レポート（1,000文字以内、A4様式で書式自由）  
テーマ：私の林業に対する思い
    - ウ 住民票抄本
- ※提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却致しません。

- (3) 提出場所  
浦幌町役場まちづくり政策課まちづくり推進係  
〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6  
TEL 015-576-2112 / FAX 015-576-2519 / E-mail mati@urahoro.jp

## 11 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）  
書類選考の上、結果を文書で通知します。
- (2) 第2次選考（面接選考）  
第1次選考合格者を対象に面接選考を実施します。なお、日程及び面接方法等は第1次選考結果の通知する際にお知らせします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、文書で通知します。

12 その他

(1) 募集に関する質問

質問書（別記様式）により、郵送、電子メール又はファックスで受け付けます。なお、電子メール又はファックスの場合は、電話連絡の上送信してください（電話での質問は受け付けません）。

(2) 質問に対する回答

質問者に直接又はファックス若しくは電子メールのいずれかの方法により回答します。